一般社団法人日本獣医がん学会

日本獣医がん学会リサーチ夢基金規程

第 1 章　総則

第 1 条（目的）

本規程は、一般社団法人日本獣医がん学会（以下「当法人」という）における「日本獣医がん学会リサーチ夢基金」（以下「本基金」という）の設置、運営及び資金管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（基金の設置目的）

本基金は、獣医腫瘍学及び関連分野における研究、教育、人材育成及び社会啓発活動を持続的に支援し、日本における獣医がん医療及び研究の発展に寄与することを目的とする。なお、本基金は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の基金を意味するものではなく、当法人が本規程に基づき管理する内部資金制度であり、当法人の支援企業・団体（以下「パートナー」という）又は寄付者に対して返還義務を負うものではない。

第 3 条（基本原則）

本基金の運営は、次の各号に掲げる原則に基づき行う。

1. 当法人の学術的独立性を損なわないこと。
2. 公平性及び透明性を確保すること。
3. 当法人の利益相反（COI）に関する規程及び関連法令を遵守すること。
4. 特定の個人、施設又は企業に対する不当な利益供与とならないこと。
5. パートナーとの健全かつ持続可能な連携を推進すること。

第 2 章　基金及びパートナーシップ

第 4 条（基金の構成）

本基金は、パートナーからの支援金、寄付金及びその他当法人の理事会（以下「理事会」という。）が適当と認めた収入をもって構成する。

第 5 条（パートナーシップ）

当法人は、本基金の目的達成のため、企業又は団体とのパートナーシップ制度を設けることができる。

第 6 条（契約）

パートナーとの連携は、当法人とパートナーとの間で締結される契約に基づき行う。

第 3 章　夢基金運営委員会及びガバナンス

第 7 条（夢基金運営委員会）

本基金の適正な運営を図るため、「夢基金運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

第 8 条（委員会の構成）

1. 委員会は、当法人会員、学識経験者及び外部有識者のうちから、理事会の承認を得た委員をもって構成する。
2. 委員長及び副委員長は、会長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

第 9 条（委員会の任務）

委員会は、次の業務を行う。

1. 本基金の運営方針の検討。
2. 支援金の配分方針及び評価基準の検討。
3. パートナーシップ制度の適正運用に関する助言。
4. 利益相反及び公平性に関する審査又は助言。
5. その他理事会が必要と認めた事項。
6. その他本基金の適正運営に必要な事項。

第 10 条（委員の任期）

委員長及び委員の任期は、会長に指名された日に始まり、会長により次期委員が指名される日までとする。また、委員長及び委員は再任を妨げない。

第 11 条（委員の解任）

委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、理事長がこれを解任することができる。

1. 心身の故障のため、委員としての業務が行えないとき
2. 業務上の義務違反が認められるとき
3. その他、委員に相応しくないと理事会が判断したとき

第 12 条（委員の報酬）

委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

第 13 条（委員会の開催）

1. 委員会は、委員長が必要と認めたとき又は会長若しくは理事会から要請があったときに開催する。
2. 委員会は、対面、オンラインその他適切な方法により開催することができる。
3. 委員長は議長となり、議事を整理する。

第 14 条（議決）

1. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。
2. 可否同数のときは、議長がこれを決する。
3. 電磁的方法による審議及び議決を行う場合も、委員の過半数の回答をもって成立する。

第 15 条（利益相反）

1. 委員は、本基金に関連する企業、団体又は審査対象事業との利益相反関係の有無を申告しなければならない。
2. 委員長は、利益相反があると認められる委員について、当該案件の審議及び議決への参加を制限することができる。
3. 委員会は、必要に応じて利益相反の内容を理事会へ報告する。

第 16 条（公平性及び独立性）

1. 委員会は、特定の企業、団体、施設又は個人に偏ることなく、公平性及び学術的妥当性をもって審議を行わなければならない。
2. 委員会は、パートナーからの支援内容又は支援額の多寡のみを理由として、研究内容、学術集会、認定制度その他学術的判断を変更してはならない。
3. 委員会は、当法人の学術的独立性を維持する責務を負う。

第 17 条（議事録）

1. 委員会は、議事の概要及び決定事項を記録し、必要に応じ理事会へ報告する。
2. 議事録の公開範囲は、個人情報及び契約上の守秘義務に配慮しつつ、透明性確保の観点から委員会又は理事会が定める。

第 18 条（守秘義務）

1. 委員は、委員会活動を通じて知り得た未公表情報、契約情報、審査情報その他機密情報を第三者へ漏らしてはならない。
2. 前項の義務は、委員退任後も存続する。

第 4 章　基金の用途

第 19 条（基金の用途）

１．本基金は、獣医臨床腫瘍学に関する研究支援を主たる用途とし、必要に応じて次の各号に掲げる事業にも使用することができる。

(1) 若手研究者及び人材育成支援
(2) 教育活動及び学術コンテンツ開発
(3) 市民及び動物のご家族向け啓発活動
(4) 国際交流及び学術連携
(5) その他理事会が本基金の目的に適合すると認めた事業

２．支援金のうち既存の展示料又は広告費に該当する部分は、学会運営費に充当する。

３．本基金の配分先、配分額及び採択基準は、委員会の審議又は助言を踏まえ、理事会が決定する。

４．支援金の会計上及び税務上の取扱いは、契約内容、特典内容及び実態に応じて、当法人が適切に区分して処理する。

第 5 章　パートナーシップの運用

第 20 条（学術的独立性）

1. パートナーは、学術集会、研究事業、認定制度、学会誌その他当法人の学術的意思決定に介入することはできない。
2. ランチョンセミナーなどの企業主催企画を除き、講演内容、研究成果、演題採択その他学術的判断は、当法人が独立して決定する。

第 21 条（パートナー区分）

1. パートナーシップは、次の区分により構成する。
 (1) ダイヤモンドパートナー
 (2) ゴールドパートナー
 (3) シルバーパートナー
 (4) ブロンズパートナー
2. 各区分の募集枠数及び年間支援金額は、別表 1 のとおりとする。

第 22 条（契約期間）

契約期間は原則として年度ごとの更新とし、更新の可否及び期間は、当法人とパートナーの協議のうえ、理事会の承認を経て決定する。なお、継続期間は原則として最長 3 年間を上限とする。

第 23 条（申込及び承認）

1. パートナーシップへの申込は、当法人所定の方法により行う。

2. 申込内容については、委員会において学術的妥当性の観点から審査し、理事会の承認をもって決定する。
3. 申込期間は毎年 1 月 15 日から 2 月 25 日までとし、3 月中に審査結果を申込者へ通知する。承認されたパートナーについては、必要な範囲で公表し、5 月 1 日に契約を締結するものとする。

第 24 条（支援金）

1. パートナーは、契約に定める年間支援金を当法人へ納入する。
2. 既納の支援金は、当法人の責めに帰すべき重大な事由がある場合その他理事会が特に必要と認めた場合を除き、返還しない。

第 25 条（パートナー特典）

1. 各パートナー区分に応じ、当法人は別表 2 に定める特典を付与することができる。
2. 特典の具体的運用は、学会運営上の都合及び公平性を考慮し、当法人が決定する。

第 26 条（特別希望）

1. パートナーは、契約区分に応じて、学会活動に関する特別希望を申し出ることができる。
2. 特別希望は、本規程第 13 条、第 14 条及び第 25 条並びに次の各号に適合する場合に限り検討する。
 (1) 学術的独立性を損なわないこと。
 (2) 他パートナーとの公平性を著しく損なわないこと。
 (3) 当法人の規程及び利益相反（COI）ポリシーに適合すること。
 (4) 当法人及び獣医がん医療の発展に資すること。
3. 特別希望の運用イメージは、次のとおりとする。
 (1) 松：優先的に協議対象とする。
 (2) 竹：協議対象として優先的に検討する。
 (3) 梅：協議対象とする。
 (4) いずれの区分においても、特別希望の採否、実施時期、内容又は方法について、当法人は一切の保証を行わない。

第 27 条（利益相反）

本制度の運用にあたっては、当法人の利益相反（COI）規程を遵守する。

第 28 条（名称及びロゴの使用）

1. パートナーは、当法人の名称又はロゴを使用する場合、事前に当法人の承認を得なければならない。
2. 当法人は、契約区分に応じてパートナー名又はロゴをウェブサイト、学術集会資料その他広報媒体へ掲載することができる。

第 29 条（契約解除）

当法人は、パートナーが次の各号のいずれかに該当する場合、契約を解除することができる。

1. 本規程又は契約内容に違反した場合。
2. 当法人の社会的信用又は学術的独立性を著しく損なうおそれがある場合。
3. 反社会的勢力との関係その他重大な社会的問題が認められる場合。
4. 支援金の全部又は一部を所定の期日までに納入しない場合。
5. 申込内容又は契約内容に虚偽が判明した場合。
6. 当法人の名称、ロゴ又は本制度の趣旨を誤認させる表示を行った場合。
7. 法令違反、行政処分その他当法人がパートナーとして不適当と判断する事由が生じた場合。
8. その他理事会が不適当と認めた場合。

第 30 条（特典の運用）

1. 当法人は、パートナーシップ区分に応じて、学会協賛、広告掲載、展示、情報交換機会その他理事会が認める特典を付与することができる。
2. 特典内容は、当法人の学術的独立性及び公平性を損なわない範囲で運用しなければならない。

別表 1　パートナー区分と募集枠

区分	募集枠	年間支援金
ダイヤモンド	2 枠	2,000,000 円
ゴールド	5 枠	1,500,000 円
シルバー	5 枠	1,000,000 円
ブロンズ	上限なし	500,000 円

別表 2　パートナー特典

特典	ダイヤモンド	ゴールド	シルバー	ブロンズ
特別希望	松	竹	梅	梅
企業・専門家マッチング	最優先	優先	—	—
学会プログラム協賛	年 1 回最優先	年 1 回	—	—
セミナー開催権	年 1 回最優先	年 1 回優先	年 1 回	モーニング又は ナイト年 1 回
ブース出展	出展料免除・場所最優先	出展料免除・場所優先	出展料免除	優先申込権
幕間スライドロゴ	○	○	○	○
ハンドアウト広告	○	○	○	○
ウェブサイトロゴ	○	○	○	○
参加証ロゴ	○	—	—	—
休憩時間広告放映	○	—	—	—
学会参加無料	10 名	7 名	5 名	5 名

注記：

1. 講演者、演題、座長、研究内容、評価、採択その他学術的判断については、当法人が独立して決定し、パートナーに決定権又は拒否権を付与するものではない。
2. パートナーは、当法人が当該パートナー、その製品、サービス又は研究開発を推奨、保証、認定又は承認していると誤認される表示をしてはならない。
3. 当法人は、学会運営上の必要、会場条件、社会情勢その他やむを得ない事情により、特典の内容、実施方法又は提供時期を変更又は中止することができる。この場合においても、当法人は代替措置の要否及び内容を合理的に判断するものとする。
4. 学会プログラム協賛とは、学会で決定したプログラムに「〇〇協賛プログラム」とパートナー名を冠するものであり、パートナーはプログラム内容に関与することはできない。プログラム内で1～2 分程度の広報動画上映等の広告を可とする。
5. セミナー開催権とは、学会内でのランチョンセミナー、モーニングセミナーなどを開催する権利であり、その内容については学術的妥当性を有すると委員会が判断する限り自由に定めることができる。セミナー開催に伴う講師料、飲食代などはパートナー負担とする。
6. 特典に関し、パートナーランク順に希望を募り、同ランク内で希望が重複した場合は抽選とする。

第 31 条（経過措置）

本制度開始時に限り、半期先行受付を行う。申込期間は 7 月 10 日から 7 月 31 日まで、審査結果通知を 8 月中とし、契約期間は 11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。半期先行受付に関しては、別表 3 に募集枠及び支援金、別表 4 に特典を定める。

別表 3　パートナー区分と募集枠

区分	募集枠	半期支援金
ダイヤモンド	2 枠	1,000,000 円
ゴールド	5 枠	750,000 円
シルバー	5 枠	500,000 円
ブロンズ	上限なし	250,000 円

別表 4　パートナー特典

特典	ダイヤモンド	ゴールド	シルバー	ブロンズ
特別希望	松	竹	梅	梅
企業・専門家マッチング	最優先	優先	—	—
学会プログラム協賛	半期 1 回最優先	半期 1 回	—	—
ブース出展	出展料免除・場所最優先	出展料免除・場所優先	出展料免除	優先申込権
幕間スライドロゴ	○	○	○	○
ハンドアウト広告	○	○	○	○
ウェブサイトロゴ	○	○	○	○
参加証ロゴ	○	—	—	—
休憩時間広告放映	○	—	—	—
学会参加無料	10 名	7 名	5 名	5 名

第 32 条（規程の変更）

本規程は、理事会の承認をもって変更することができる。

附則

本規程は、総会承認日より施行する。